

〔照会〕

屋外観覧席の床面積は容積率の対象になるか。又、階数の取扱いはどうか。

〔回答〕(S56・5・25 建設省市街地建築課に照会)

1. 容積率の対象面積に算入される。

床面積の算定方法は水平投影面積で算定する。

2. 階数の対象となる。当該部分の階数は1とする。

注)屋外とは屋根を有しない形状をいう。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01